

岩内東小学校 いじめ防止対策委員会

第1条 設置

岩内町立岩内東小学校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

第2条 目的

本委員会は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、また仮にいじめの発生時には、迅速にかつ組織的に対処することを目的として設置する。

第3条 委員会の構成

本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導係、養護教諭を基本とし、実際にいじめが起きた場合、いじめを受けた児童の担任、いじめを行った児童の担任を参加させ、その他に校長が必要と認める教職員をもって構成する。また、いじめの内容、児童の心身等に関して専門的な知識を持った第三者を、校長の判断により参加させることができる。

第4条 委員会の業務内容

- ① いじめ未然防止の取組
- ② いじめ早期発見の取組
- ③ いじめの実態把握及び分析、緊急対応
- ④ いじめを受けた児童の保護、相談、支援
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者への説明、相談、支援
- ⑥ いじめを行った児童への指導
- ⑦ いじめを行った児童の保護者への説明、助言
- ⑧ 教育委員会、警察との連絡、連携
- ⑨ 専門的な知識をもった者との連絡、連携
- ⑩ その他 いじめに関わること

第5条 委員会の開催

本委員会は、いじめ発見の場合や未然防止の取組が必要な場合等に随時開催する。議長ならびに資料等の準備は生徒指導係または該当児童担任とする。

第6条 その他

その他 委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。